

## 秋田県PRキャラクター「んだッチ」着ぐるみ貸出要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、秋田県PRキャラクター「んだッチ」の着ぐるみ及びその装備品(以下「着ぐるみ等」という。)の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

### (貸出対象事業)

第2条 着ぐるみ等の貸出しの対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 秋田県のイメージアップに資する事業
- (2) 県の施策又は事業の推進又は啓発等に資する事業
- (3) その他秋田県の魅力の発信に資すると認められる事業

### (承認等)

第3条 着ぐるみ等の貸出しを希望する者は、あらかじめ借受申請書(様式1)に必要な書類を添付して、別表に定める着ぐるみ等管理者(以下「管理者」という。)のいずれかに提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、県の機関が着ぐるみ等の貸出しを希望するときは、借受届出書(様式2)を管理者に提出しなければならない。

### (承認の基準)

第4条 管理者は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみ等の貸出しを承認するものとする。

- (1) 秋田県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合
- (2) 着ぐるみ等の正しい利用方法に従って使用されないおそれがある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体の支援又は公認をしているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (5) 暴力団、暴力団員又はこれらの下社会的に非難されるべき関係を有する者が使用する場合
- (6) 個人的な行事で使用しようとする場合
- (7) 営利目的の活動に使用する場合
- (8) その他管理者が着ぐるみ等の使用について不適當であると認める場合

2 前条第1項の承認は、貸出承認書(様式3)により行うものとする。

(貸出方法)

第5条 第3条第1項の承認を受けた者(以下「借受者」という。)は、管理者が指定する場所において着ぐるみ等を受け取り、利用後は速やかに返却しなければならない。

2 着ぐるみ等の貸出しに伴う搬出入は、借受者が行わなければならない。

(貸出期間)

第6条 着ぐるみ等の貸出期間は、原則として10日以内とする。

(貸出料)

第7条 着ぐるみ等の貸出しは、無償とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された事業にのみ使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ等を第三者に転貸しないこと。
- (4) 火気又は危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 荒天時に屋外で使用しないこと。

(承認の取消し)

第9条 管理者は、借受者が前条に定める事項を遵守しなかったときその他のこの要領に違反したときは、その貸出しの承認を取り消すものとする。

2 前項の規定により貸出しの承認が取り消されたときは、借受者は、県にその損失の補償を請求することができない。

(損害賠償)

第10条 県は、借受者が故意又は過失によって、着ぐるみ等を破損した場合には、借受者にその賠償を請求することができる。

(使用責任)

第11条 着ぐるみ等の使用により、借受者が被った損害又は借受者が第三者に対して与えた損害についての責任は借受者が負うものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみ等の貸出しに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月23日から施行する。

別表(第2条関係)

管理者
秋田県総務部広報広聴課長
秋田県東京事務所長
秋田県大阪事務所長
秋田県北秋田地域振興局総務企画部長
秋田県平鹿地域振興局総務企画部長